

重点的な取組項目の骨子案からの修正について

めざすべき社会像の実現に向けて、様々な課題のうち、解決を図る必要性和優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

表：重点的な取組一覧

重点的な取組	
	1 ライフプラン教育の推進
	2 若者の雇用対策
	3 出逢いの支援
	4 子育て期女性の就労に関する支援
	5 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援
	6 男性の育児参画の推進
名称変更	7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
	8 不妊に悩む家族への支援
	9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
追加	10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
	11 子どもの貧困対策
	12 児童虐待の防止
	13 社会的養護の推進
	14 発達支援が必要な子どもへの対応

- 骨子案においては「家族を支える取組支援」を重点的な取組として整理していましたが、「家族を支える取組支援」以外の項目においても「家族」を支える様々な取組があり、計画推進の原則にも「家族の特性に応じてきめ細かに支援する」としていることから、「家族」を計画の全体を貫く一つの視点としたうえで、重点的な取組から削除しています。今後、それぞれの重点的な項目の中で、『「家族」の形成や機能を支える取組』を整理する方向で検討していきたいと考えています。
- 「7 産前産後ケアの充実」について、出産前の検診から子どもが就学するまでを支援の対象とすることから、項目の名称を支援期間に合わせ「7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」に名称変更しています。
- 保育士の確保や病児・病後児保育の充実、いわゆる「小1の壁」への対応、子育て家庭の支援(子育て家庭の多くを占めるいわゆる「専業主婦」への支援を含む)等が重要とのご意見を踏まえ、新たに「10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」を追加しています。